

第25回 蘭越町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和元年6月28日(金)午後1時30分から午後2時50分
- 2 開催場所 蘭越町役場3階委員会室
- 3 出席委員 14人
会長 7番 中井 悟
会長職務代理 13番 西元 道啓
委員 1番 天水さとい 2番 近藤 一祝
3番 安田 伸二 5番 向山 博
6番 坂野 幸夫 8番 山田 清隆
9番 岩間 勇市 10番 杉本 峯一
11番 吉田 靖志 12番 椿 新二
15番 親谷 隆 16番 伊藤 忠幸
- 4 欠席委員 14番 高山 重人
- 5 議事日程
第1 会議録署名委員の指名について
第2 会期の決定について
第3 諸報告について
第4 現況証明願いについて
第5 農地法第18条第6項の規定による通知について
第6 農地法第3条の規定による許可申請について
第7 農地法第5条の規定による許可申請について
第8 農業経営基盤許可促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
第9 令和元年田畑売買価格等に関する調査について
第10 農業委員会の適正な事務実施に向けた平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
- 6 農業委員会事務局職員 事務局長 木村 恭史
農地係長 福岡 直樹

7 会議の概要

- 議 長** ただいまの出席委員は、14名であります。定足数に達しておりますので、これから第25回蘭越町農業委員会総会を開会いたします。
- なお、欠席の申し出が 高山委員からありました。
- 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。
- それでは、日程にしたがって進めて参ります。
- 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。
- 本日の会議録署名委員は私が指名してよろしいでしょうか。
- 全委員** 異議なし。
- 議 長** それでは、12番 椿委員と13番 西元委員を指名いたします。
- 日程第2、会期の決定についてを議題とします。
- 本日の総会の会期は、本日1日間としたいと思います。
- これにご異議ありませんか。
- 全委員** 異議なし。
- 議 長** 異議なしと認めます。
- よって、会期は本日1日間と決しました。
- 日程第3、諸般の報告についてを議題とします。
- 第24回の総会以降の諸般について、報告いたします。
- 6月5日、蘭越ふるさと振興会総会出席しております。6月10日、蘭越町農業再生協議会定期総会に出席しております。6月10日、蘭越町米麦改良協会定期総会に出席しております。6月21日、蘭越町育苗施設運営委員会に出席しております。米-1グループ実行委員会に出席しております。
- 以上で諸般の報告を終わります。
- 日程第4、議案第1号現況証明願いについてを議題とします。
- NO1について、上程します。
- 担当調査員から、調査の報告をお願いします。
- 16番** 番号1番の件です。6月14日に私と中井会長と西元会長職務
(伊藤委員) 代理3名で現地を確認して参りました。農地・採草放牧地以外で

あることを確認してきました。よろしくお願いたします。

議 長 これから質疑に入ります。
 質疑ありませんか。

全委員 異議なし

議 長 質疑なしと認めます。
 議案第1号、NO1については、調査員の報告を承認し、証明書
 を交付することとします。
 日程第5、議案第2号農地法第18条第6項の規定による通知
 についてを議題とします。
 NO1について、上程いたします。
 事務局から説明願います。

事務局
(福岡係長) 議案第2号 農地法第18条第6項の規定による通知につい
 て、別紙のとおり、農地等の賃貸借の合意解約した旨の通知があ
 ったので、受理の可否について、議決を求める。令和元年6月2
 8日提出、蘭越町農業委員長名。
 番号1番、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇
 番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。契約期間は平成29年1月1日
 から令和4年12月31日までで強化法によるものです。解約成
 立年月日と通知年月日は令和元年6月4日、土地引渡の日は令和
 元年6月28日です。解約の理由は、譲渡するため解約するもの
 です。以上です。

議 長 NO1については、担当委員の補足説明を願います。

1番
(天水委員) 内容は事務局の説明とおりで。場所は、〇〇〇坂を下りて、
 〇〇〇のところ。議案第5号にも出てくるのでよろしくお願
 いたします。

議 長 これから質疑に入ります。
 質疑ありませんか。

全委員 質疑なし。

議 長 質疑なしと認めます。

NO1については、原案のとおり受理してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長

議案第1号NO1については、原案のとおり受理することとします。

NO2について上程します。

農業委員会法第31条、議事参与の制限により、近藤委員の退席を求めます。暫時休憩します。

(近藤委員退席)

NO2について、事務局から説明願います。

事務局
(福岡係長)

番号2番、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇、田で〇〇〇㎡です。契約期間は平成31年2月6日から令和4年2月5日までで強化法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は令和元年6月18日、土地引渡の日は令和元年6月28日です。解約の理由は、離農するため解約するものです。よろしくご審議の程お願いいたします。

NO2について、担当委員の補足説明を願います。

議長

番号2番でございます。場所は〇〇〇のところでございます。この案件は、〇〇さんと〇〇さんの件です。〇〇さんがいろいろと〇〇があり、〇〇で入っていたのですが、離農することになりました。よろしくお願いいたします。

8番
(山田委員)

議長

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議長

質疑なしと認めます。

NO2については、原案のとおり受理してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長

議案第2号NO2については、原案のとおり受理することとします。

暫時休憩といたします。

(近藤委員着席)

日程第6、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

NO1について、上程いたします。

事務局から説明願います。

事務局
(福岡係長)

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、別紙の者から、農地等の賃借権の設定をするため、農地法第3条第1項の規定による申請書の提出があったので、許可の可否について、議決を求める。令和元年6月28日提出。蘭越町農業委員会長名。

番号1番、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇、畑で〇〇〇㎡です。権利の区分は賃借権の設定、新規の貸し付けです。貸付理由は農地を耕作できないので、貸し付けするものです。成立する法律関係は賃貸借、価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、畑で〇〇〇円です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は農地法第3条許可の日から令和6年6月27日までの5年間です。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、営農が困難なため、耕作できない農地を借受けするものであり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

以上のことから、許可相当であろうと事務局では判断いたしました。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

担当委員の補足説明を願います。

13番
(西元委員)

内容につきましては、事務局の説明とおりでございます。農地の場所ですが、〇〇〇にある農地でございます。よろしくお願いいたします。

議 長

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議 長

質疑なしと認めます。
本案については、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

本案は、原案のとおり決定し、許可を与えるものとします。
日程第7、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。
NO1について、上程します。
事務局から説明願います。

事務局
(福岡係長)

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について、別紙の者から、農地等を農地等以外にするため、農地法第5条第1項の規定による申請書の提出があったので、許可の可否について、議決を求める。令和元年6月28日提出。蘭越町農業委員長名。

番号1、譲渡人は〇〇〇さん、譲受人は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇、現況は田、面積は〇〇〇㎡、農地区分は、農用地区域外の第3種農地です。権利の種類は売買、譲渡価格は〇〇〇円です。申請理由は、〇〇〇するためです。別紙、調査書をご覧ください。

農地区分としては、第3種農地に判断した理由は、概ね300m以内に〇〇〇が存在する農地であるためです。なお、〇〇〇から500m以内の農地であり、第2種農地の要件も同時に満たすものであり、こうした場合は3種の要件を優先して適用することとなっております。

〇〇〇において、〇〇〇を図るため、〇〇〇に建設するための敷地であり、〇〇〇に近い土地を選定したものであり、他に代替地がなく転用することはやむを得ないと判断いたしました。一般基準については記載のとおりです。

現在、農振農用地区域からの除外手続きを並行しており、事前協議の中では除外相当である旨協議が進められております。

こちらの案件については、5月30日の総会で農地法第5条の規定による許可について、許可相当である旨、北海道農業会議へ諮問しておりました。

この度、6月21日付けで北海道農業会議常設審議委員会から許可相当である旨の回答がありました。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

担当委員の補足説明を願います。

8 番
(山田委員)

番号1番です。内容的には事務局の説明とおりで。場所は〇〇横にあたります、〇〇〇さん宅の裏に当たるところでございます。よろしく願いいたします。

議 長

これより、質疑及びご意見を伺います。
質疑・ご意見はありませんか。

13番
(西元委員)

前回聞いて思ったのですが、金額が載っていますよね。これに関して、我々は口を挟む余地はあるのかなのか、農業委員会としては、価格は考えなくても良いということで、転用の許可についてを審議することで良いのか。単価に関しては農業委員会に関わるのかなど、その辺はどのようになっているのでしょうか。

事務局
(福岡係長)

過去に4条、5条転用について、田畑として購入するのか、宅地として購入するのかなど、いろいろとあると思います。あくまでも両者の判断ということになるかと思いますが、農業委員会としては、町に対して通常の農地の売買価格や平均という数字はお伝えしました。転用については、転用許可の可否を審議するものであり、価格については審議するものではないとされています。

議 長

その他ありませんでしょうか。

全委員

質疑なし。

議 長

質疑なしと認めます。

本案については、異議ないものとして決定します。

日程第8、議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

NO1について、上程します。

事務局から説明願います。

事務局
(福岡係長)

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、蘭越町長から決定を求められた別紙の農用地利用集積計画の可否について、議決を求める。令和元年6月28日提出。蘭越町農業委員長名。

番号1番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期と土地引渡時期はいずれも令和元年8月1日、対価の支払期限は令和元年7月末日です。価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、〇〇〇円です。譲渡理由は、営農が困難なため、農地を譲渡するものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

議 長 NO1について、担当委員の補足説明をお願いします。

1番
(天水委員) 番号1番の件、〇〇さんと〇〇さんの件ですが、先ほど解約した場所です。よろしくお願いします。

議 長 これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員 質疑なし。

議 長 質疑なしと認めます。
NO1については、異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議 長 NO1については、原案のとおり決定し、その旨、町に通知いたします。

NO2について上程します。

農業委員会法第31条、議事参与の制限により、椿委員の退席を求めます。暫時休憩します。

(椿委員退席)

NO2について、事務局から説明願います。

事務局
(福岡係長)

番号2番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん外〇名、土地は、〇〇番〇、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、令和元年7月5日から令和6年7月4日までの5年間です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、〇〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるため、契約を更新して農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借主の経営農地は全て耕作されており、契約の更新であり、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号ロから第4号については記載のとおりです。

議長

NO2について、担当委員の補足説明をお願いします。

1番
(天水委員)

番号2番、詳細は事務局の説明のとおりです。場所は〇〇〇さんの家の向かい側です。見ての通り圃場が小さく、条件の悪い所です。よろしくをお願いします。

議長

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

異議なし。

議長

質疑なしと認めます。
NO2については、異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長

NO2については、原案のとおり決定し、その旨、町に通知いたします。
暫時休憩といたします。

(椿委員着席)

NO3からNO7について、一括、上程します。

事務局から説明願います。

事務局
(福岡係長)

番号3番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は令和元年7月5日から令和11年7月4日までの10年間です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格で〇〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるため、契約を更新して農地の貸し付けをするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借主の経営農地は全て耕作されており、契約の更新であり、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号ロから第4号については記載のとおりです。

番号4番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は令和元年7月5日から令和11年7月4日までの10年間です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格で〇〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるため、契約を更新して農地の貸し付けをするものです。

番号5番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田が〇〇〇㎡、畑で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は令和元年7月5日から令和11年7月4日までの10年間です。価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、田で〇〇〇円、畑で〇〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるため、契約を更新して農地の貸し付けをするものです。

番号6番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田が〇〇〇㎡、畑で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は令和元年7月5日から令和11年7月4日までの10年間です。価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格で〇〇〇円、畑で〇〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるため、契約を

更新して農地の貸し付けをするものです。

番号7番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は令和元年7月5日から令和11年7月4日までの10年間です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格で〇〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるため、契約を更新して農地の貸し付けをするものです。別紙、調査書をご覧ください。

番号4から7番まで同じ内容となっております。〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借主の経営農地は全て耕作されており、契約の更新であり、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号ロから第4号については記載のとおりです。

以上のことから、この計画は適正であろうと事務局では判断いたしました。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

NO3からNO7について、順次、担当委員の補足説明を願います。

6番
(坂野委員)

番号3番、〇〇さんと〇〇さんの件で説明させていただきます。内容は事務局の説明とおおりです。場所は、〇〇から〇〇上に向かって、そこが〇〇さんの場所になります。よろしくお願いいたします。

番号4番について説明させていただきます。〇〇さんと〇〇さんの内容につきましては、事務局の説明とおおりです。場所は先ほど〇〇の正面の場所の〇〇さん手前の圃場になります。

番号5番、〇〇さんと〇〇さんの件ですが、内容は事務局説明のとおりです。圃場につきましては、〇〇さんの家の周辺と〇〇の入り口にあり、〇カ所と〇〇の山側になります。

番号6番につきまして、〇〇さんと〇〇さんの件で説明させていただきます。内容は事務局説明のとおりです。場所は、〇〇、〇〇がありまして〇〇のそばですが、畑は〇〇番〇、それと〇〇さんの住宅の奥に田んぼがあります。

番号7番につきまして、説明させていただきます。内容につきましては事務局説明のとおりです。場所は、先ほどの〇〇さんの自宅のまだ奥になります。以上です。よろしくお願いいたします。

議 長

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議 長

質疑なしと認めます。
NO3からNO7については、異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

NO3からNO7については、原案のとおり決定し、その旨、町に通知いたします。
日程第9、議案第6号、令和元年田畑売買価格等に関する調査についてを議題とします。
事務局から説明願います。

事務局
(福岡係長)

議案第6号 令和元年田畑売買価格等に関する調査について、全国農業会議が行う田畑売買価格等に関する調査について、令和元年の価格を次のとおり決定することについて、議決を求める。
令和元年6月28日提出、蘭越町農業委員長名。

これは毎年行っている価格調査になっておりまして、昭和25年に各市町村の価格分析データを取ることでスタートした経緯があります。旧市町村名として未だに調査をしている理由としては、今後においてもデータをおっていくためのものであり、旧市町村名として南尻別村と磯谷村の2カ所での価格の調査であり、全国において昭和25年からの動向を追っているという趣旨の調査であります。

南尻別村、磯谷村のそれぞれの田、畑、また、転用目的の田と畑について、昨年と同様の価格とさせていただいております。実際の売買実例としては、これよりも下がっているところもありますが、固定資産の評価額も変わっていないこと等により判断させていただいております。

それぞれの場所については、図面を添付しておりますので、ご覧ください。図面番号、議案第6号1番①が南尻別村の田、議案第6号1番②が南尻別村の畑、議案第6号1番③が磯谷村の田と畑となります。

以上よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長

ただ今、説明がありましたが、ご意見やご質問等ありませんか。質疑ありませんか。

1 2 番
(椿 委員)

昭和 2 5 年からずっと毎年、ずっと同じところでやっている調査ですか。

事務局
(福岡係長)

はい、今の現状もあると思いますが地番を変えずに全国農業会議へ同じ地番で、この価格に対して数字を出してくれと通知がきております。

1 2 番
(椿 委員)

昔と今では全然現状が違う。昔は小さかったかもしれないけど、今は基盤整備とかで変化している。そういう意味では単価が変わってくると思います。今現在の場所は調査に沿わない様な気がするので、地番を変えた方が良いのではないかと思うのですが、個人的には。

事務局
(福岡係長)

農業委員会としても、昨年も総会時に質問がありました。場所を変えた方が良いのではないかと、昭和 2 5 年から場所を指定してきています。来年度に向けて、全国農業会議に対し、場所の変更は可能かどうか含め確認したいと思います。

議 長

暫時休憩いたします。
再会いたします。
それでは他に質問ありませんでしょうか。

全委員

質疑なし。

議 長

質疑なしと認めます。
本案については、異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

本案については、異議ないものとして決定します。
日程第 1 0、協議第 1 号、農業委員会の適正な事務実施に向けた平成 3 0 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてを議題とします。
事務局から説明願います。

事務局
(福岡係長)

皆さんのお手元に両面刷りで配ってあります、別紙様式2 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価をご覧くださいと思います。

まず初めに1番の農業委員会の状況についてですが、2015農林業センサスに基づいての記載となっておりますので、説明は省略させていただきます。

続いて2番の担い手への農地の利用集積・集約化についてです。30年度の目標及び実績ですが、集積目標は3,901ha、集積実績が3,866haです。達成状況は99%となりました。集積実績の内、新規実績といたしまして、非担い手が自作・利用していた農地のうち担い手に対して権利の設定・移転がされた農地が59haありました。活動実績につきましては、遊休農地が増加しないよう利用集積の調整に努め、新規就農希望者に対して、営農相談や基盤となる農地の紹介を行うとともに、現地調査を実施しました。目標に対する評価ですが、目標としては妥当でありました。活動に対する評価は、農地の出し手と受け手双方や新規就農希望者の意向等に基づき、慎重かつ適正に対応できました。

続いて3番の新たに農業経営を営もうとする者の参入促進についてです。30年度の目標及び実績ですが、参入目標が1経営体に対し、参入実績が1経営体で達成状況は100%となっております。参入目標面積が0.7haに対し、参入実績面積は0.7haで達成状況は100%になっています。活動実績につきましては、認定期間満了に伴う再認定を、関係機関とともに推進しました。目標に対する評価ですが、目標としては妥当でありました。活動に対する評価は、町担当課と連携して、十分な活動は展開できたが、地域へのPR活動を行う必要がありました。

続いて4番の遊休農地に関する措置に関する評価です。30年度の目標及び実績ですが、解消目標2haに対しまして、解消実績が0haでした。活動実績としましては、10月に農地パトロールを実施しました。活動に対する評価は、遊休農地の所有者等への指導の強化、また、他の農業者に対しても遊休農地の有効利用が図られるよう浸透させることが必要であり、遊休農地の活用方法や農地の利用状況について、把握し、今後における活用も含め、整理が必要であります。

続きまして5番の違反転用への適正な対応ですが、30年度の違反転用はありませんでした。活動実績としましては、農地パトロールで遊休農地や違反転用等の調査を実施し、点検・分析の調査リストを作成し、所有者への意向調査を実施しました。活動に

対する評価は、日常的に農地パトロールを強化するとともに啓発活動を行い、農地転用についての情報を町民へ重ねて広報する必要があります。

最後6番からについては、記載のとおりとなっておりますので、よろしく願いいたします。以上で終わります。

議 長 ただ今、説明がありましたが、ご意見やご質問等ありませんか。質疑ありませんか。

全委員 質疑なし。

議 長 質疑なしと認めます。
本案については、意義ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員 質疑なし。

議 長 協議第1号については、異議ないものとして決定し、町ホームページで公表することとします。
その他の報告について事務局からお願いします。

事務局
(木村局長) その他の報告にいたしまして3点ほどございます。
1つ目(1)山麓地区農業委員会協議会研修会について、本年度はニセコ町が当番となっております。現在の所まだ案内がきておりません。日程は、8月6日火曜日、午後1時30分にニセコ町ということですので、12時30分過ぎに出発して良いのではと思っております。国営基盤整備事業の視察を行いまして、その後、懇親会の予定と連絡を受けていますのでご報告いたします。正式な案内文書が届き次第、皆様にお知らせして出席の確認をさせていただきます。

2つ目です。皆様のお手元に参考と左上に書いた資料がございます。人・農地プランの具体的な進め方ということで情報提供という形で説明させていただきます。人・農地プランは、農業者の話し合いに基づいて地域における中心形態と小地域における将来のあり方を明確にして、市町村が公表するものとなっておりますので、農林水産課農政係が担当しております。こちらにつきましては、平成25年公立第101号農地中間管理事業に関する法律ということで、26条で農地中間管理事業の円滑な推進を図るための手

段として位置づけるとなっております。しかし、全国的に市町村の農業関係職員の減少ですとか、そのためにコーディネートが十分出来なかった。また、新規就農支援措置のために、そのためだけに作ったという実態がありまして、地域の話し合いに基づくものとはいいがたいものです。概要としては、市町村農業委員会など関係者からのアンケートに地図を活用して、地域の話し合いの場で現況や将来の地域の課題を農業者と共有することにより、今後の農地活用を担う中心形態への農地の集約化に関する将来保証されるよう、実質化された人農地プランに変わるようです。こちらの推進を図るといったところが、こちらに書かれております。プランの実質化に向けた取り組み、この中に地域の話し合い等において農業委員の方に協力要請しコーディネーターをやって頂くようなことが書かれております。近いうちにこのような取り組みが進められて、農業委員として協力をお願いするということはあると思います。

3つ目、育苗施設のロックウールマットの導入について、育苗施設の運営委員会が、6月21日金曜日、午後5時に開催されました。この中で話されたことですが、農業を取り巻く環境として、農業者の高齢化、担い手不足、労働力不足、こちらが大きな課題となっているということで、育苗の作業の運搬ですとか設置作業など、これらの重労働や手間を軽減するために、ロックウールマットを導入したいということになっております。それだけではなく、施設自体も20年以上経過しており、乾燥土の製造機械がいつ壊れてもおかしくない状況になっているようです。利用料金ですがいろいろ経費が積み上げていって、現在1枚250円ですが、消費税が5%から8%になるときに3%部分は価格に反映しないで、そのまま据え置きだったという経緯もありまして、今年10月に消費税が10%になることから、料金改訂も考えておりました。土の代わりにマットになります。ロックウールマット1枚88円だそうです。いままでの価格に合わせると、350円にもなってしまいますので、そちらの方は肥料成分がロックウールマットに含まれていて、土・肥料を入れる必要がないなど、そういうところを差し引いていき、最終的には、320円で提示したようです。まだこの価格についても決定ではございませんので、320円だとは今の段階ではなりません。今のところそのように推移しているようです。ロックウールマットは、今までの土の水加減など扱いについて周知していく予定。利用者の方には7月11日に山村開発センターで午後6時から育苗施設の利用者へ取り

扱い説明し、昨年・一昨年と行っております試験後の結果も踏まえて、後志農業改良普及センターからも併せて説明して頂き、みなさんの意見を頂くということです。現在、共和町でロックウールマットを導入して、共和町では始めていますが、そちらの方とも話を聞いて進めた方が良いのではないかと話が出ております。当日、出席した委員の中からも320円は妥当ではないかという意見もいただいていたようです。育苗施設ロックウールマットについての説明を終わらせて頂きます。

第9回米一1グランプリの決勝大会が11月23日(土)、この日程で決定しましたので、皆さんからの出品をお願い致します。予選審査は10月末から11月上旬で行いまして、決勝大会が11月23日となります。

最後に、道外視察の日程ですが、いろいろ調整したのですが、11月11日の週11日が月曜日なのですけれども、月火水木金のこの中の2泊3日と考えております。

(3)次回総会は、7月31日水曜日、13時30分から予定しております。

以上で報告を終わります。

議長

以上をもって、本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了しました。

これにて、第25回蘭越町農業委員会総会を閉会いたします。

午後2時50分終了

以上のとおり会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

令和 年 月 日

議長 ㊟

署名委員 ㊟

署名委員 ㊟